

2021 年度 相談支援従事者現任研修 開催要項

1 目 的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適正な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体 山口県

3 実施機関 学校法人 Y I C 学院

4 対 象 者

指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事している者で次の経験を有する者。

【初回の現任研修を受ける者】過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること

【2回目以降の現任研修を受ける者】過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること又は現に相談支援業務に従事していること。

なお、旧カリキュラム受講者は、初回受講時については、上記の要件を求めない。

※初任者研修修了の翌年度から5年度ごとの現任研修を受講していない場合は、再度初任者研修を受講する必要があるため、現任研修は受講できません。

(例) 2007年度初任者研修修了者

→2008年度～2012年度の間に1回、2013年度～2017年度の間に1回、
2018年度～2022年度の間に1回(5年度ごと続く)現任研修の受講が必要。

※未受講の期間がある場合は、再度初任者研修の受講が必要です。

5 定 員 60名程度

6 受 講 料 25,000円

※納入方法は事前振込のみとします。

振込先などの詳細は、受講決定通知にてお知らせします。

7 開催日程

《 講 義 》

日程 9月下旬までに、動画を各自の環境で視聴(約6時間30分)

受講方法

在宅・勤務先等において、インターネットが繋がる環境で動画視聴します。

また、動画配信において《日本相談支援専門員協会のeラーニングシステム》を使用します。テキストとして、【障害者相談支援従事者研修テキスト 現任研修編(中央法規出版株式会社発行)】の購入を推奨します。

(希望者はホームページあるいは受講決定時に同封予定のFAX申込書から各自注文をお願いします)

視聴期間等については、受講決定時にご案内いたします。

なお、動画視聴に不安がある方は、お問い合わせください。

《演習》 10月6日(水)、11月9日(火)、12月9日(木) 全3日間

※詳細は別紙1 日程表のとおり

8 演習会場 Y I Cスタジオ（山口市小郡黄金町2番24号）

9 申込方法

Web用「受講申込フォーム」から申し込んでください。

Web用から申し込みができない場合、郵送用「受講申込書」で受け付けます。

Web用「受講申込フォーム」に直接入力

指示に従って入力・送信してください。その後、自動配信により送信した内容が確認できます。

また、修了証書に記載するため、氏名、生年月日は、正確に入力してください。入力に不備のある申込については、受け付けない場合があります。

なお、添付書類として、最新の **研修修了証書等の写し** を、画像ファイルまたはPDFファイルとして、別メール(添付ファイル)、または **FAX** にて各自送信してください。

送信先メールアドレス： sousabi@yic.ac.jp

※ 添付ファイル用メールの件名に、講座名“**現任**”と **氏名** を記入してください

郵送用「受講申込書」に記入

必要事項を記入し、添付書類をあわせて郵送してください。

（申込先）〒747-0802 山口県防府市中央町1番8号 Y I C看護福祉専門学校

※ 添付書類（**研修修了証書等の写し**）

- ・ 2016年(平成28年)度～2020年(令和2年)度に「相談支援従事者**初任者**研修」を修了し、初めて現任研修を受講する者（新規）
相談支援従事者 **初任者** 研修の修了証書（写し）
- ・ 「相談支援従事者**現任**研修」を修了し、再度現任研修を受講する者（更新）
相談支援従事者 **現任** 研修の直近修了証書（写し）

10 申込期限 **締め切り** 9月3日（金）必着

締め切り時点で、受け入れ体制に余裕がある場合のみ、**追加募集**を行います。申込状況については、ホームページに掲載します。

11 受講者の決定

締め切り後、受講決定通知を指定された宛先に発送します。

なお、受講決定は、山口県内に居住または事業所に従事している者を優先します。

12 『**実習**』について

令和2年度より、標準カリキュラムの変更に伴い、演習1日目（10月6日）終了後より2日目（11月9日）までの間、演習2日目（11月9日）終了後より3日目（12月9日）までの間にそれぞれ合計2度の実習が課されます。詳細は研修時にお知らせします。

13 『**事前課題**』の提出について

受講には、事前課題が課されます。詳細は、受講決定時に併せてお知らせします。

※ 事前課題の提出が無い場合は、修了証書の交付はできません。

14 昼食について

昼食は、お弁当の注文を受け付けます。詳細は、受講決定時にお知らせします。

15 修了証書

研修の全日程修了者には、修了証書を交付します。

なお、修了者の名簿については、山口県が管理します。

16 その他

- (1) 動画配信について、日本相談支援専門員協会のeラーニングシステムを使用しますので、使用にあたり同協会に受講者情報を提供します。ご了承ください。また申し込み時に記載されたアドレスに同協会から視聴に関するメールが配信されますので、メールアドレスを正確に記入（入力）してください。
- (2) 主任相談支援専門員研修の受講要件を満たす対象者は、この相談支援従事者現任研修を受講せず、主任相談支援専門員研修を受講することで、現任研修を更新したとみなすことができます。
- (3) 指定相談支援事業所において相談支援専門員として従事するためには、相談支援従事者初任者研修を修了した年度の翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末までに当該研修を修了する必要があります。 ※詳細は別紙2受講期間のとおり
- (4) 理由の如何を問わず、受講生の都合により、遅刻、早退、欠席された場合、また、事前課題未提出等の場合、修了証書は交付できません。
- (5) 受講者の氏名および事業所名（所在地）は、研修当日の受講者名簿に記載する予定です。目的外使用は致しませんのでご理解をお願いします。

17 問合せ先

【研修申込等に関すること】

Y I C看護福祉専門学校 担当：石田・吉武

TEL 0835-26-1122 FAX 0835-26-1155 E-mail sousabi@yic.ac.jp

URL <https://www.yic.ac.jp/sousabi/>

【研修制度に関すること】

山口県健康福祉部障害者支援課 在宅福祉推進班

TEL 083-933-2764 FAX 083-933-2779

※問い合わせは、平日の 9:00 ～ 17:00 の時間内をお願いします。

18 会場（演習）周辺図 Y I Cスタジオ

〒754-0021 山口県山口市小郡黄金町2番24号 (TEL 083-976-8111)



YICスタジオには、受講生用の駐車場はありません。公共交通機関、または近隣有料駐車場の利用をお願いします。



＜2021 年度 相談支援従事者現任研修 日程表＞

＜講義（動画視聴）＞ 9月下旬

在宅等にて、動画視聴スタイルで実施（約6時間程度）

- ・ 障害福祉の動向
- ・ 相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開
- ・ 人材育成の手法

＜演習＞

演習1日目：10月6日（水）：YICスタジオ

時 間		内 容
9:00～ 9:20	受付	
9:20～ 9:30	開講	オリエンテーション
9:30～17:00	講義・演習	・ 相談支援に関する講義及び演習（個別相談支援）

実習	基幹相談支援センター等にて、自らの提出課題をチームで検討する
----	--------------------------------

※詳細は研修時にお知らせします

演習2日目：11月9日（火）：YICスタジオ

時 間		内 容
9:00～ 9:30	受付	
9:30～17:00	講義・演習	・ 相談支援に関する講義及び演習（チームアプローチ）

実習	基幹相談支援センター等にて、自立支援協議会の参加等を体験する
----	--------------------------------

※詳細は研修時にお知らせします

演習3日目：12月9日（木）：YICスタジオ

時 間		内 容
9:00～ 9:30	受付	
9:30～16:30	講義・演習	・ 相談支援に関する講義及び演習 （スーパービジョン・コミュニティワーク）
16:30～16:40	閉講	修了証書交付

※時間、内容は変更されることがあります。

相談支援従事者現任研修の受講期間について

相談支援専門員は、「相談支援従事者現任研修」を「相談支援従事者初任者研修」を修了した翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末日までに、修了する必要があります。

期間内に「相談支援従事者現任研修」を修了しなかった場合は、改めて初任者研修を修了しなければ相談支援専門員として従事できません。

相談支援従事者現任研修受講期間

現任研修 更新回数 初任者研修 修了年度	現任研修 1回目	現任研修 2回目	現任研修 3回目
平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度～平成 25 年度	平成 26 年度～平成 30 年度	平成 31 年度～令和 5 年度
平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度～平成 26 年度	平成 27 年度～平成 31 年度	令和 2 年度～令和 6 年度
平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度～平成 27 年度	平成 28 年度～令和 2 年度	令和 3 年度～令和 7 年度
平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度～平成 28 年度	平成 29 年度～令和 3 年度	令和 4 年度～令和 8 年度
平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度～平成 29 年度	平成 30 年度～令和 4 年度	令和 5 年度～令和 9 年度
平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度～平成 30 年度	平成 31 年度～令和 5 年度	令和 6 年度～令和 10 年度
平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度～平成 31 年度	令和 2 年度～令和 6 年度	令和 7 年度～令和 11 年度
平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度～令和 2 年度	令和 3 年度～令和 7 年度	令和 8 年度～令和 12 年度
平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度～令和 3 年度	令和 4 年度～令和 8 年度	令和 9 年度～令和 13 年度
平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度～令和 4 年度	令和 5 年度～令和 9 年度	令和 10 年度～令和 14 年度
平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度～令和 5 年度	令和 6 年度～令和 10 年度	令和 11 年度～令和 15 年度
平成 31 年度 (2019 年度)	令和 2 年度～令和 6 年度	令和 7 年度～令和 11 年度	令和 12 年度～令和 16 年度
令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度～令和 7 年度	令和 8 年度～令和 12 年度	令和 13 年度～令和 17 年度
令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度～令和 8 年度	令和 9 年度～令和 13 年度	令和 14 年度～令和 18 年度

相談支援従事者現任研修受講期間（確認例）

相談支援従事者現任研修は、相談支援従事者初任者研修（全日程）修了又は相談支援初任者研修（講義）受講した翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末日までに修了（更新）する必要があります。

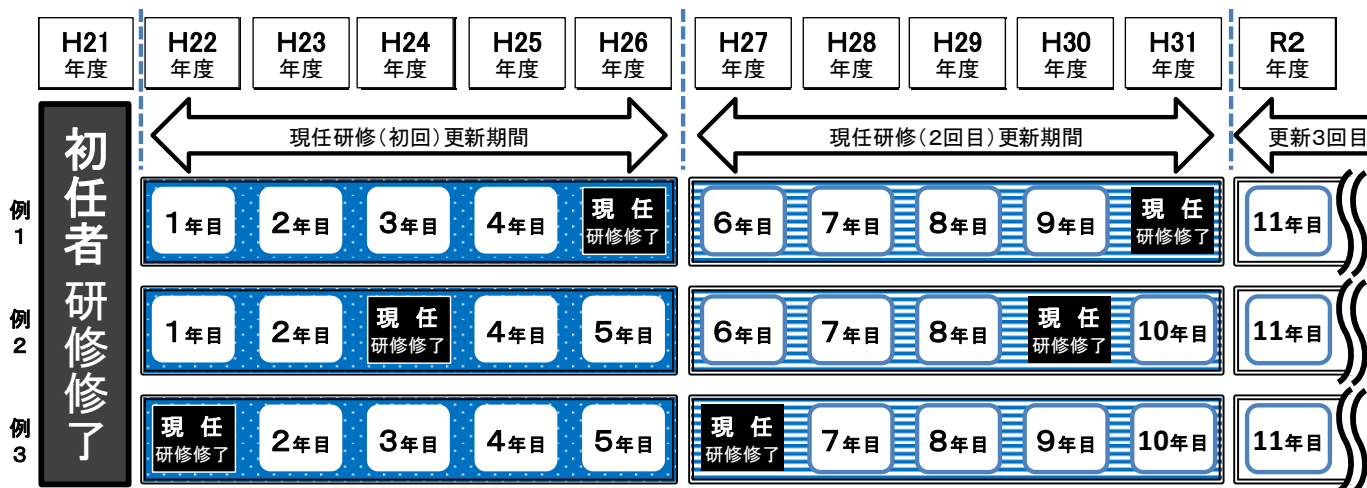
例えば、

平成21年度に相談支援従事者初任者研修を修了した方が相談支援専門員として従事するためには、平成22年度から平成26年度までの間に相談支援従事者現任研修を修了（初回更新）する必要があります。

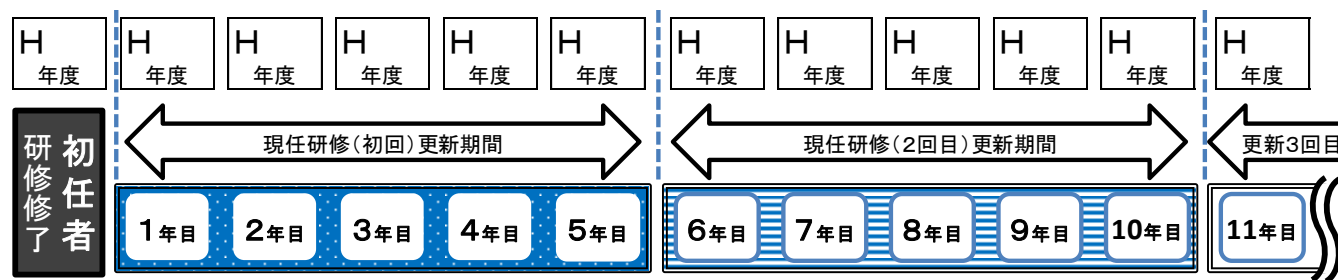
また、その後も平成27年度から平成31年度までの間、令和2年度から令和6年度までの間と、5年度ごとに相談支援従事者現任研修を修了（更新）する必要があります。

5年度ごとの現任研修を修了（更新）しなかった場合は、改めて初任者研修から研修を修了しなければなりません。

平成21年度 初任者研修修了者の例



※ 自分の現任研修更新時期を確認してみましょう。



※ 【現任研修（2回目以降）】更新の受講要件を満たし、現任研修修了後、相談支援専門員として3年以上の実務経験を有している方は、【主任相談支援専門員研修】を受講することができます。